



昭和40年代の大規模な開発によって多くの住宅が建築された駿河区大谷・清水区草薙・清水区馬走のゆとりある住宅地区※内では、今後同時期に多くの空き家が発生する可能性があるため、当該地区に対して重点的に支援を行っています。

※駿河区大谷・清水区草薙・清水区馬走のうち、開発された宅地が100戸以上敷地面積概ね10メートルの範囲内で連なり、都市計画で定める用途地域が第一種低層住居専用地域で建築物の敷地面積の最低限度が200㎡と定められた地区

## ■対象者や上限額は...

【凡例】○：補助対象 ×：補助対象外

| ゆとりある住宅地区の<br>住宅所有者が |    | ゆとりある住宅地区に<br>これから住む人が |    | 補助金                        | 補助金額<br>上限額          |
|----------------------|----|------------------------|----|----------------------------|----------------------|
| 改修して貸す               | …○ | その住宅を借りる               | …× | 住宅所有者が対象                   | 対象経費の3分の2<br>上限200万円 |
| そのままの状態で売る           | …× | その住宅を購入して改修する          | …○ | これから住む人<br>(購入して改修する人) が対象 |                      |
| 改修して売る               | …× | その住宅を購入する              | …× | 対象外                        |                      |
| そのままの状態で売る           | …× | その住宅を購入する              | …× |                            |                      |
| そのままの状態で貸す           | …× | その住宅を借りる               | …× |                            |                      |
| そのままの状態で貸す           | …× | その住宅を借りて改修する           | …× |                            |                      |

## ■対象事業は...

- ・ 売買契約から1年以内の申請であること（購入の場合）
- ・ 建物全体を自らが使用することまたは、貸し出しすること
- ・ 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備え、独立した居住部分の延床面積が改修後に40㎡以上となるもの
- ・ 耐震基準を満たすこと（改修によって耐震性を有する場合を含む。）
- ・ 建物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など、災害レッドゾーンに含まれないこと
- ・ 改修後、10年以上住宅として使用すること など

## ■対象経費は...

- ・ 水道、ガス又は電気設備の改修費
- ・ 台所、トイレ又は風呂の改修費
- ・ 内装、外装、屋根又は開口部の改修費
- ・ 敷地内及び敷地と前面道路間における傾斜、段差等の解消に係る外構工事
- ・ 改築、増築及び減築等の経費

※廃材の処分費、エアコン、照明器具など対象とならないものがあります。

※ 建築基準法などの制限により、補助対象外となる場合があります。

※ 予算に限りがあります。

※ 年度内事業であり、申請した年度の3月中旬までに改修工事を完了する必要があります。

**申請前にご相談ください！**



申請の流れ、必要書類は裏面をご確認ください！



静岡市 空き家改修補助金

検索

最新の情報はホームページをご確認ください。  
<https://www.city.shizuoka.jp/s7345/s000895.html>

## ■問合せ

静岡市役所 住宅政策課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1192

メールアドレス：juutaku@city.shizuoka.lg.jp



## ■申請の流れ

市が実施

申請者が実施

4月～12月下旬

住宅の売買契約の締結（購入の場合）

※貸し出す場合、貸出先は事前に決まっていなくてもOK！  
改修後に募集でもOK！

改修内容について市に事前相談

※事前にご連絡お願いいたします。

工事の見積徴取、補助金の申請

★必要な書類は下記をご確認ください。

～3月中旬まで

申請内容の審査、「決定通知書」の交付

※交付までに1～2週間かかります。

工事契約を締結、改修工事を実施

※工事内容に変更が生じた場合はご連絡ください。

改修完了後、改修実績を報告

★必要な書類は下記をご確認ください。

～3月末日まで

報告内容確認、「確定通知書」を交付

補助金を請求

指定口座へ補助金の振込

### ■補助金の申請に必要な書類は...

- ❑ 空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ❑ 事業計画書（様式第2号）
- ❑ 補助対象経費内訳書（様式第3号）
- ❑ 見積書の写し
- ❑ 改修前の写真
- ❑ 改修工事の内容が分かる図面
- ❑ 建築確認済証の写し（建築確認が必要となる工事に限る。）
- ❑ 空き家が耐震基準を満たすことを証する書類（工事によって耐震性能を有することとなる場合は除く。）
- ❑ 空き家の売買契約書の写し（購入の場合）
- ❑ 所有権移転後の全部事項証明書（購入の場合）
- ❑ 誓約書（様式第4号）
- ❑ 申請者の市民税及び固定資産税の納税証明書
- ❑ 世帯全員の住民票（購入の場合）

### ■改修実績の報告に必要な書類は...

- ❑ 空き家改修事業実績報告書（様式第8号）
- ❑ 事業実績書（様式第2号）
- ❑ 補助対象経費実績内訳書（様式第3号）
- ❑ 工事請負契約書の写し
- ❑ 領収書の写し
- ❑ 改修後の写真
- ❑ 検査済証の写し（建築確認が必要となる工事に限る。）
- ❑ 空き家が耐震基準を満たすことを証する書類（工事によって耐震性能を有することとなる場合に限る。）

申請書類の様式は市HPにあります。  
住宅政策課窓口でも配布しております。



## 申請前にご相談ください！

### ■問合せ

静岡市役所 住宅政策課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1192

メールアドレス：juutaku@city.shizuoka.lg.jp



静岡市 空き家改修補助金

検索

最新の情報はホームページをご確認ください。  
<https://www.city.shizuoka.jp/s7345/s000895.html>